

京都府立医科大学フューチャー・ステップ研究員取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、研究者が出産・育児等により、研究、教育、又は診療を継続して行うことが困難な場合に短時間の勤務形態で勤務することにより、キャリアの形成又は伸長を図るため、予算の範囲内で雇用する非常勤の研究員（以下「フューチャー・ステップ研究員」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 フューチャー・ステップ研究員は、京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則第2条の有期雇用教職員とする。

(職務)

第3条 フューチャー・ステップ研究員は、主として研究業務に従事するものとする。

2 フューチャー・ステップ研究員は附属病院長の許可を得なければ診療に従事することができない。

(雇用期間)

第4条 雇用期間は、採用日から当該年度末以内とする。

(雇用対象者)

第5条 フューチャー・ステップ研究員に雇用できる者は、現に本学の教員、専攻医もしくは大学院生（募集時年度末で修了予定者）又はこれらに準じると認められるものであって、出産、育児、介護等の事由（以下「育児等」という。）により、正規の勤務時間による職務遂行が困難で、育児等の期間が終了した後も継続的に主として研究業務を行う意欲のある優秀な研究者と認められるものとする。

(雇用時間)

第6条 週28時間以内で、所属長がワークライフバランス支援センター みやこセンター長（以下「センター長」という。）と協議して決めるものとする。

(報酬等)

第7条 フューチャー・ステップ研究員には、本学の有期雇用教職員就業規則別表第2に定める専攻医の基本給を基礎として、週当たりの勤務時間に応じて算出した額に1月当たりの通勤手当相当額を加えた額を報酬として支給する。

2 フューチャー・ステップ研究員には退職手当は支給しない。

3 その他フューチャー・ステップ研究員の勤務条件については、有期雇用教職員就業規則によるものとする。

(選考方法)

第8条 第5条の雇用対象者で、フューチャー・ステップ研究員の雇用を希望する者は、「フューチャー・ステップ研究員申請書」(別記第1号様式)を所属長を経由してセンター長へ申請するものとする。センター長は、ワークライフバランス支援センター みやこ運営委員会及び研究委員会に諮った上で学長に内申し、学長が選考するものとする。

2 前項の申請書には、「フューチャー・ステップ研究員申請書」(別記様式第1号)に掲げる書類を添付しなければならない。

(結果報告)

第9条 フューチャー・ステップ研究員に雇用された者は、1年間の研究結果について、「フューチャー・ステップ研究員結果報告書」(第2号様式)を雇用終了後1月以内にセンター長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めのない事項については、センター長が別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成23年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。